



旭川市立旭川第五小学校
旭川市立桜岡中学校



学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
（令和4年8月改定）

～目 次～

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの理解
 - (1)いじめの定義
 - (2)いじめの内容
 - (3)いじめの要因
 - (4)いじめの解消
 - (5)いじめの重大事態

第2章 本校が実施するいじめ防止等の取組

- 1 本校のいじめの実情および 2022 年度の目標(指標)
- 2 児童生徒が主体となった取組の推進
- 3 学校いじめ対策チームの設置
 - (1)学校いじめ対策チームの構成
 - (2)学校いじめ対策チームの役割
- 4 いじめ防止の取組
- 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知
- 6 いじめへの対処
- 7 いじめの解消
- 8 いじめの重大事態への対応
- 9 いじめの防止等に関する機関,保護者等との連携
- 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処,保護者との連携
- 11 取組の周知
- 12 学校いじめ防止基本方針の見直し

* 資料1<旭川第五小学校・梶岡中学校いじめ防止プログラム>

* 資料2<早期発見・事案対処マニュアル>

* 資料3<いじめ発見・見守りチェックシート>

* 資料4<主な相談窓口>

* 資料5<重大事態発生後の対応フロー>

★資料6<いじめ等に関する相談対応フロー>

旭川市立旭川第五小学校・桜岡中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、「人として決して許されない行為」であり、「どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもつことが重要です。そして、全ての児童生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の下、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、教職員と保護者、地域が協力し合って、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努めなければなりません。

本校では、これまでも、嫌な思いをした子どもがいた場合には最後まで守り抜き、嫌な思いをさせた子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのために、本校ではまず、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定して、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

その具体は、旭川第五小学校では、年度当初に集会を開き、いじめや仲間はずれは絶対にしないことを誓うと共に児童が温かい心で安心して学習・生活できることを目指します。

中学校では、「いじめを防止するために、一人ひとりができること」を考える集会を開き、全員が標語を作成します。また、いじめのない学校を維持するために、お互いを知ることや個性を尊重することの大切さについて改めて考える機会を設け、いじめ撲滅の意識強化を図ります。さらに、小中併置校の良さを生かし、児童会・生徒会が中心となって、「ストップいじめ宣言」や「いじめ根絶標語」を作成して校内に掲示し、啓蒙活動を行います。

こうした取組を推進することで、いじめの未然防止に努めていきます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ

の問題を克服することを目指して行わなければなりません。

いじめの理解

(1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができません、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいることいじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策チームの判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 自校が実施するいじめの防止等の取組

(1) 自校のいじめの実態および2022年度の目標（指標）

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定しています。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）【資料1】、早期発見・事案対処マニュアル【資料2】参照に基づく取組、学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

前年度のいじめアンケート調査において、本校でいじめと認知した件数は中学校0件、小学校1件で、その態様は、上級生が下級生へ心無い言葉を投げかけたというものでした。その後の適切な指導と対処により、いじめは解消となり、解消率100%となっています。全教職員が一丸となり、組織として適切に対応する体制が整っていた成果でした。加えて、児童生徒が主体的に集会を開いて、いじめ撲滅の意識を高め合ったり、お互いに気持ちよく過ごそうとする態度がこれまで以上に育まれたことも後押ししました。

また、本校のすべての児童生徒は、「いじめはどんなことがあっても許されない」と強く考え、もし、自分が嫌な思いをしたときは「誰かに相談する」と回答した児童・生徒が90%以上いることが判明しました。

今年度も、いじめアンケートを年に5回実施したり、いじめを扱った道徳の授業を行うなど、すべ

ての児童生徒が「いじめは許されない」という考えのもと、安心した学校生活を送ることができるよう、誰にでも相談できる体制づくりを目標としていきます。

(2) 児童生徒が主体となった取組の推進

学校で行われる学級活動や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を支援します。

【主な取組】

- ・「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」の策定
- ・旭川市中学校連盟生活部との共催による「生活・学習 A c t サミット」の参加
- ・生活・学習 A c t サミットにおける協議等を受けての「いじめ未然防止集会」の開催
- ・「いじめ防止標語コンクール」の企画・運営 など

詳細は「旭川第五小学校・桜岡中学校いじめ防止プログラム」に記載【資料 1】

(3) 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

いじめの問題を特定の教職員で抱え込まず組織的な対応により、複数の目による状況の見立てが可能になり、未然防止・早期解決に努めることができます。

そこで本校では、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策チーム」を設置します。

【学校いじめ対策組織】

いじめ対策チーム

校長

教頭

生徒指導担当教員【集約担当】

報告窓口

担任，教務担当教員，養護教諭

その他の委員

学校運営協議会委員，

保護者，児童生徒

他の担任，副担任

特別支援コーディネーター

部活動顧問，

スクールカウンセラー

(2) 組織の役割

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ②いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑤いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行
- ⑥いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施
- ⑧学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての、点検と見直し
- ⑨「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録して、整理・保管

(4) いじめの防止の取組

本校では、児童生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また、児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努め、次の取組を進めます。

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童生徒が容易に理解できる取組を進める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進める。
- 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

～保護者の役割～

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切である。

(5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きににくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、児童生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報の共有に努めます。そこで本校では、以下の取組を行います。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

いじめ発見見守りチェックシートは【資料3】

～保護者の役割～

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友だちの話題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

＜H26文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用＞

(6) いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度いじめた児童生徒を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。

- いじめを受けた児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

ウ いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

オ 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

カ 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

～保護者の役割～

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えることが大切です。

(7) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめに係る行為の止んでいる状態が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消していない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該児童生徒について日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアルは【資料2】

(8) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、本校では、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って次の通り対応します。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況および調査結果は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、適時、適切な方法で提供します。

重大事案発生後の対応フローは【資料5】

いじめ等に関する相談対応フローは【資料6】

(9) いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対応等は、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組めます。

また、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童生徒の自主的な活動や学校の取組(学校評価)等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

旭川第五小学校・桜岡中学校いじめ防止プログラム【資料1】

(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

- ア) 情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。

～保護者の役割～

- 保護者は，その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ，児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際，児童生徒が納得できるルールを決めることや，ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は，その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は，自他の個人情報を公開しないことや，自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと，SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

(11) 取組の周知

- いじめの防止等の取組について，保護者や地域等に啓発します。
- 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載したり，学校便りに記載し配付したりするなどして，児童生徒，保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。
 - 学校いじめ防止基本方針の内容については，入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして，児童生徒，保護者，関係機関等に説明します。

(12) 学校いじめ防止基本方針の見直し

- 教育委員会が作成する，学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉の改定や，自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて，毎年度，学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。
- 学校いじめ対策組織を中心に，PDCAサイクルにより，計画的に点検・見直しを図ります。
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに，評価結果を踏まえ，学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 学級担任等 → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□ いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載して下さい。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | | |
|--|---|------|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 | 【 | 生徒氏名 | 】 |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。また、すぐに保健室に行きたがる。 | 【 | | 】 |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または訪問する。 | 【 | | 】 |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。 | 【 | | 】 |
| ☐ 登校時に、身体の不調を訴える。 | 【 | | 】 |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。 | 【 | | 】 |
| ☐ 交友関係が変わった。 | 【 | | 】 |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | 【 | | 】 |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。 | 【 | | 】 |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 | 【 | | 】 |
| ☐ 衣服の汚れや痛み等が見られる。 | 【 | | 】 |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きをされたり、隠されたりする。 | 【 | | 】 |
| ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。 | 【 | | 】 |
| ☐ けがをしている理由をあいまいにする。 | 【 | | 】 |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | | |
|--|---|------|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。 | 【 | 生徒氏名 | 】 |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 | 【 | | 】 |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからかいがある。 | 【 | | 】 |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | 【 | | 】 |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | 【 | | 】 |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 | 【 | | 】 |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | | |
|--|---|------|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 | 【 | 生徒氏名 | 】 |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 | 【 | | 】 |
| ☐ 一人で下校することが多い。 | 【 | | 】 |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 | 【 | | 】 |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 | 【 | | 】 |
| ☐ 部活動の話題を避ける。 | 【 | | 】 |

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表

0166-26-5500

子どもホットライン

0120-528506（こんにちはコール）

<メール相談> kodomosodan@city.asahikawa.hokkaido.jp

<受付時間> 月・木 8:45~20:00

火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

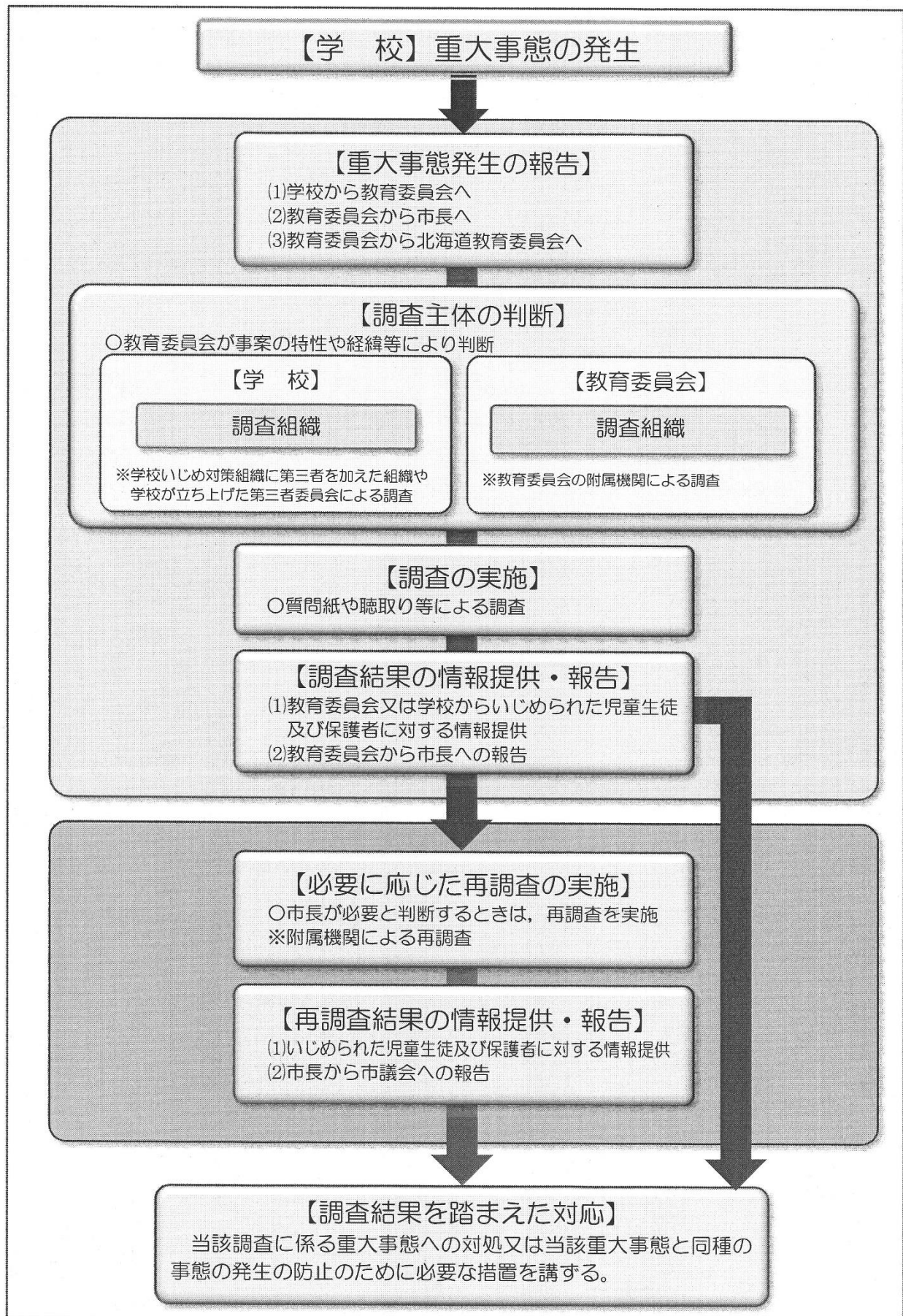
<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川第五小学校・桜岡中学校 TEL 36-3441

重大事態発生後の対応フロー



いじめ等に関する相談対応フロー（民間の相談窓口との連携）

